

平成27年度税制改正大綱（企業年金関連部分） に関する参考資料

大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大及び企業年金等のポータビリティの拡充等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

措置の概要

- 確定拠出年金をはじめとする企業年金制度等は、公的年金を補完する老後の所得確保の仕組みとして重要。
- 国民の老後所得の充実を図るため、中小企業を中心に企業が企業年金をより実施しやすくするための仕組みや、働き方が多様化している中で個々人のライフコースに合わせて生涯を通じて老後に自ら備える仕組みの整備が必要。

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

→ 企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入可能範囲の拡大

→ 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者(※1)・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

なお、新規に加入可能となる個人型DCの拠出限度額については、以下の通りとする(※2)。

・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合)	年額24万円	※1	企業型DC加入者にとっては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。
・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合)	年額14.4万円	※2	個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。
・確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者	年額14.4万円		
・第三号被保険者	年額27.6万円		

○ 企業年金等のポータビリティの拡充

→ 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、確定拠出年金(DC)から確定給付企業年金(DB)へのポータビリティ(年金資産の持ち運びを可能とすること)、及びDC・DBと中小企業退職金共済とのポータビリティ(事業再編による合併等を行った場合に限る。)を拡充。

○ 確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化

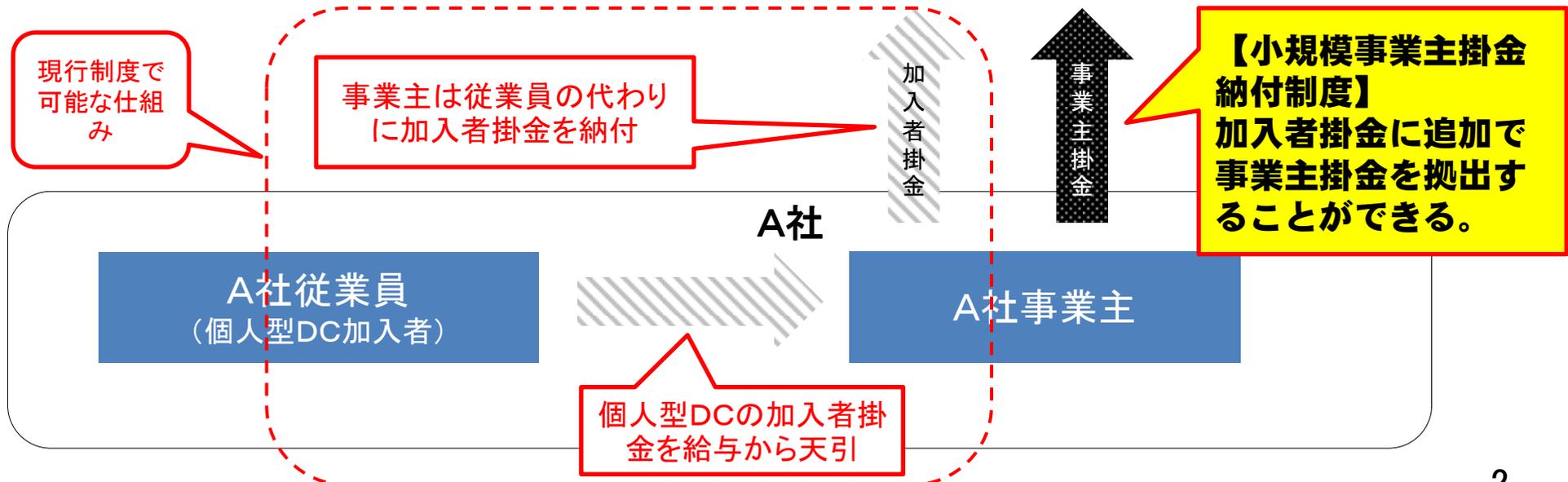
→ 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

個人型DCへの『小規模事業主掛金納付制度』のイメージ

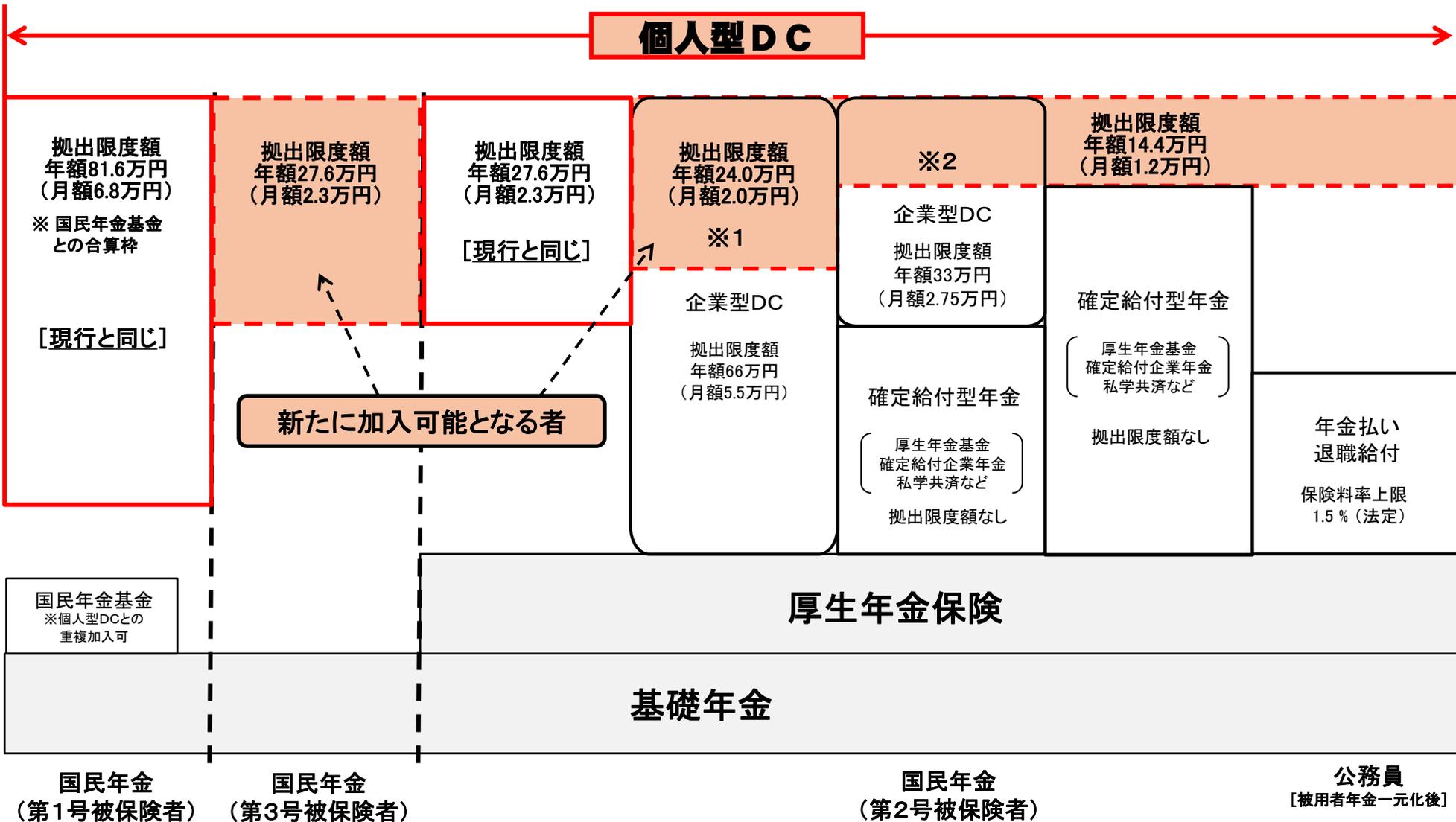
【制度イメージ】

- 個人型DCに加入している従業員の掛金拠出に対して、事業主が追加で掛金拠出することができる仕組み。
- 実施主体は、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員数100人以下)に限定。
- 拠出については、従業員・事業主の拠出の合計で個人型DCの拠出限度額を上限とすること等の制限を検討。
- 手続き書類については、労働組合等の同意や対象者範囲を確認するための書類等が必要。

国民年金基金連合会(個人型DC実施機関)



個人型DCの加入対象拡大、拠出限度額の見直しのイメージ



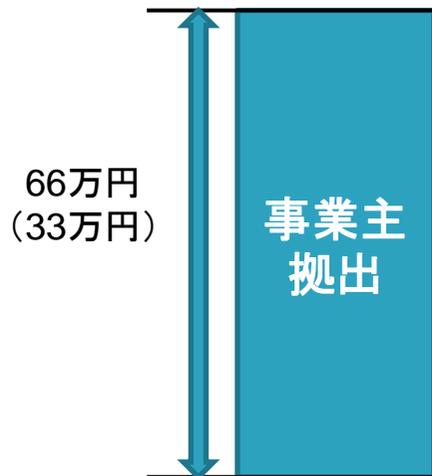
(参考)企業型DC実施企業における個人型DCの導入について

□企業型DCの実施企業は、以下の①～③の選択肢のうちいずれかを規約により選択できることとし、③を選択した企業の従業員について個人型DCに加入することができるようにする。

規約において①～③のいずれかを選択可能にする

①事業主拠出のみ ＜現行＞

- 年額66万円(33万円)以内で全額事業主が拠出



②事業主拠出＋マッチング拠出 ＜現行＞

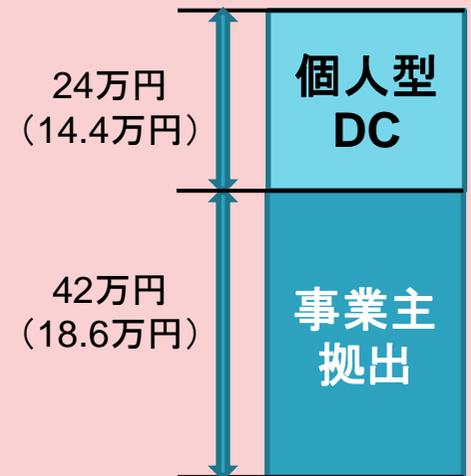
- 年額66万円(33万円)以内で事業主及び加入者が拠出

※ 加入者は事業主拠出の範囲内でのみ拠出が可能。



③事業主拠出＋個人型DC ＜新規＞

- 年額42万円(18.6万円)以内で事業主拠出が可能
- 従業員は年額24万円(14.4万円)以内で個人型DCに拠出可能



※ カッコ内の数字は、企業型DCに加えてDC以外の企業年金(DB等)を実施している場合の拠出限度額。

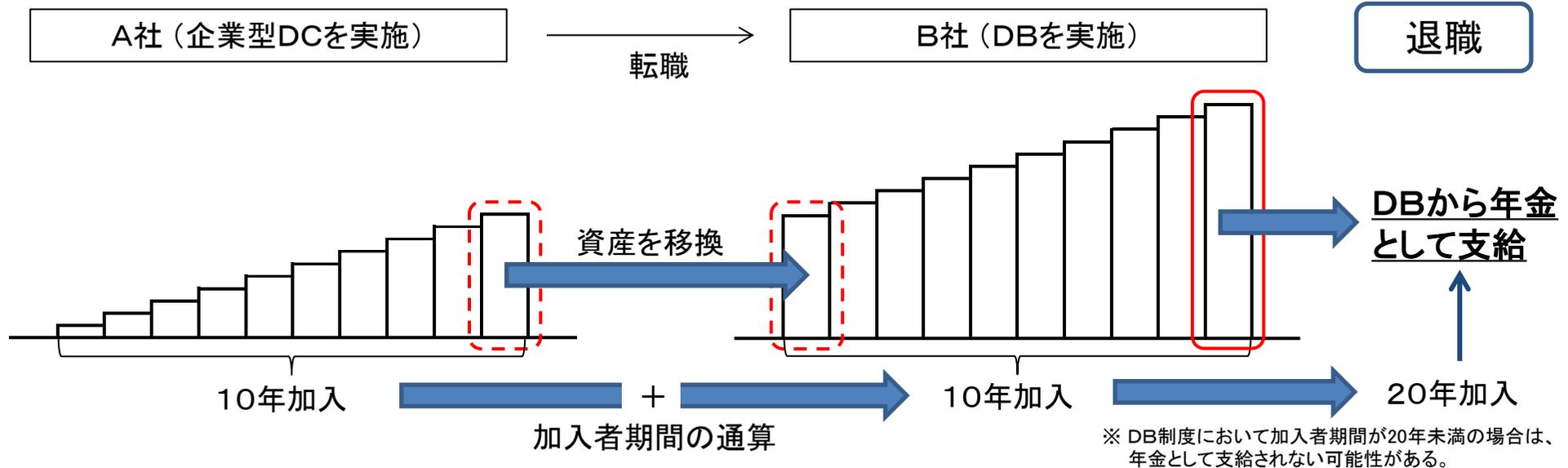
制度間のポータビリティと加入者の選択肢の拡大

□制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例:DB→DC)の資産移換を可能とするもの。

※例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。

□より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個々人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた自助努力が行いやすい環境となる。

〈イメージ〉 例：企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



⇒ **ポータビリティの確保により、転職先の制度設計や下記の可能性を考慮に入れた加入者にとっての選択肢が広がる。**

- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる可能性がある。
- ・ 資産を移換することで、より効率的な運用ができる可能性がある。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される可能性がある。

※上記の例は、関連会社への出向等のケースでは特にニーズが大きい。

制度のポータビリティの現状

□各制度間のポータビリティの可否については以下のとおり。

移換前に加入していた制度	移換先の制度			
	確定給付企業年金	企業型 確定拠出年金	個人型 確定拠出年金	中小企業 退職金共済
確定給付企業年金	○	○ (※1)	○ (※1)	×
企業型 確定拠出年金	×	○	○	×
個人型 確定拠出年金	×	○		×
中小企業 退職金共済	○ (※2)	×	×	○

(※1) 確定給付企業年金から企業型・個人型確定拠出年金には、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

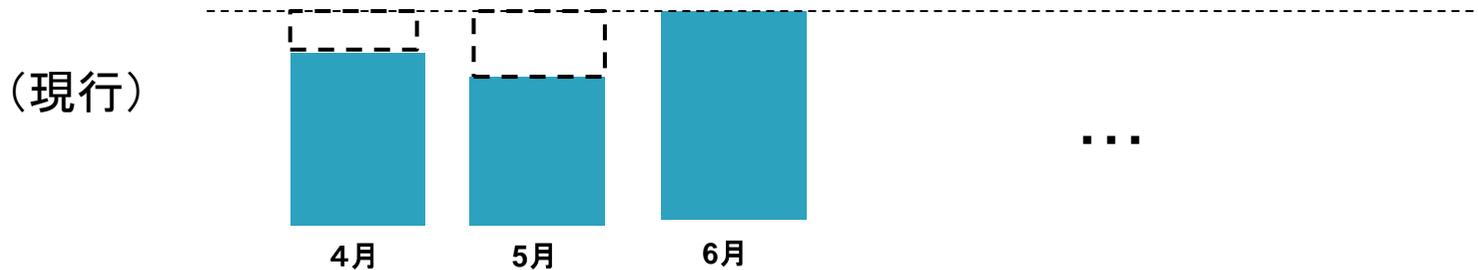
(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 中小企業でなくなった場合に措置する予定（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）においても「各法人において講ずべき措置」として挙げられている。）

DCの掛金単位の年単位化のイメージ

□ 拠出限度額を年単位化することで、拠出限度額の使い残しをなくすことができる。

拠出限度額が月単位の場合、各月で拠出限度額の使い残しが発生



年単位化

4月、5月の使い残し分を、6月の賞与時にまとめて拠出するなどが可能

